## 河南町防犯灯電気料補助基準

(目的)

第1条 この基準は、夜間における住民の安全を図るため、設置された防犯灯(以下「防犯灯」という。)を維持管理する地区に対して、補助金を交付することを目的とする。

(補助の対象)

- 第2条 町長は、次の各号の全てに該当する防犯灯の電気料に対し、補助金を交付する。
  - (1) 地区が所有し、かつ維持管理するもの。
  - (2) 電柱、鉄柱等に設置された蛍光灯、水銀灯及び発光ダイオード(LED)を 使用した防犯灯。

(補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、防犯灯1灯当たり月額90円とする。
- 2 防犯灯が月の途中に設置又は撤去された場合、当該月分について、前項の補助金 を交付するものとする。
- 3 防犯灯が月の途中に取り替えられた場合、当該月分について、取り替え前の防犯 灯の種類に応じて第1項の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金を受けるようとする地区の区長(以下「申請者」という。)は、河南 町防犯灯電気料補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添え 町長に申請するものとする。
  - (1) 防犯灯設置位置図
  - (2)電気料金支払領収書の写し

(申請の時期)

第5条 補助金の交付申請は、毎年3月から翌年2月までの分を翌年2月1日から1 5日までに行うものとする。

(補助金交付の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による補助金の交付申請書の提出があった場合は、これを審査し、交付額を決定のうえ、河南町防犯灯電気料補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第7条 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けた申請者は、河南町防犯灯電 気料補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による交付請求書を受けてから30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金返還)

- 第8条 申請者が次の各号に該当するときは、町長は、補助金の返還を命ずることが できる。
  - (1) 虚偽の申請等不正に補助金を受けたとき。
  - (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(庶 務)

第9条 この基準に定める補助金に関する庶務は、総合政策部危機管理室において処理する。

附則

- 1 この基準は、平成4年4月 1日から施行する。
- 2 当分の間、第2条に規定する補助の対象に住民で組織する防犯灯管理組合を 含むものとする。この場合において、同条第1号中「地区」とあるのは「防犯灯 管理組合」と、第4条中「地区の区長」とあるのは、「防犯灯管理組合の代表者」 と読み替えるものとする。

附則

この基準は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この基準は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成25年2月1日から施行し、改正後の河南町防犯灯電気料金補助 基準は、平成24年3月から平成25年2月分に係る補助金交付申請から適用する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定が平成31年 3月から平成32年2月までの分に係る申請から適用する。 附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。